

埼玉県水田収益力強化ビジョンについて

関東農政局あて承認申請した水田活用の直接支払交付金における「令和4年度埼玉県水田収益力強化ビジョン」が令和4年6月23日に承認されました。

なお、昨年度からの主な変更点は下記のとおりです。

記

1 支援メニューの新設

(1) 埼玉県としてメニューを新設・廃止した。

わら利用、資源循環に対する助成を廃止し、飼料作物の作付けに対して助成するメニューを新設した。

【整理番号5】飼料作物の作付の取組：5,500円/10a

(2) 国が新たにメニューを新設した。

【整理番号8】新市場開拓用米の複数年契約加算：10,000円/10a

【整理番号10】地力増進作物の作付の取組：20,000円以内（※1）/10a

2 単価の見直し

(1) 国が単価を変更した。(旧 12,000円/10a)

【整理番号6】飼料用米・米粉用米の複数年契約加算（※2）：6,000円/10a

※1 地域協議会毎にみて、①令和3年度からの水稻（加工用米、新市場開拓用米除く）の減少面積または、②地力増進作物の令和3年度からの増加面積のいずれか小さい面積に対して20,000円/10a配分されるため、交付単価20,000円/10aを下回る場合があります。

※2 令和2、3年度からの継続分のみ対象となり、令和4年度からの複数年契約は助成の対象となりません。

令和4年度埼玉県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（令和2年時点 19.5%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、733万人の県民をはじめ4,427万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.6%を占め、麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。

本県の基幹的農業従事者数は令和2時点で37,683人と、平成27年からの25.8%減少した。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）等により県内の農地利用集積面積は平成25年度から令和2年度にかけて約10.5%（6,859ha）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稲はもとより水稲以外の戦略作物・地域振興作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県の野菜農業産出額は831億円であり、県全体の農業産出額1,678億円の49.5%を占める。このため、野菜を主な高収益作物の推進品目として位置づけ、首都圏に位置し大消費地を有する利点を生かし、野菜の生産・供給拠点として、多様な流通・販売ルートを活用した産地創出を図る。

県全体の野菜の作付状況については近年減少傾向であるが、機械化一貫体系の導入や、県内食品業者の加工用・業務用需要を受けて生産拡大を図る経営体も育成されている。また都心からのアクセスが良好であることから、観光農園等への販路の拡大が見込まれる。このため、加工・業務用に適した土地利用型の品目や、高付加価値で訴求力の高い品目を中心に推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の作付面積が減少する中、交付対象水田の利用状況を確認し、その結果を踏まえ、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜など畑作物の本作化を進めようとする取り組みを支援し、農業経営の所得向上を図る。それとともに、生産者が水田を余すことなくフル活用できるよう、麦、大豆等を始めとした戦略作物や実需者ニーズに応じた売れる主穀作物の生産・導入に係る技術対策の普及・定着に向けた取組、並びに生産拡大に向けた取組を支援していく。また、ブロックローテーション体系の構築に向け地域では話し合いを促進し、計画的な水田の有効利用を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の需要は減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。

一方で埼玉県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかんにかかわらず流通が可能となっている。

その反面、ロットが確保できないため、銘柄ブランドを流通業界に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりや増加傾向にあるイネ縞葉枯病の対策が急務となっている。

そのため、今後は

①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導

②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築

③高温対策や病虫害防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体および生産者が一体となって取り組む。

(2) 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、播種前に販売収入を決定できることから、着実に取り組みを進めていく。

(3) 非主食用米

一部の農業者は、その経営判断により水田における非主食用米生産を実施しており、今後も需要動向を注視しながら非主食用米作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

多収品種導入等の生産力向上に資する取組により収益および生産性の向上を図る。

また飼料工場や畜産農家等への安定供給のため、地域内流通や全国集荷団体との取引拡大を推進する。

加えて、耕畜連携の取組を推進することで地域の実需者との結びつきを支援し、環境負荷の低い、持続可能な農業を支援する。

イ 米粉用米

県産米粉の利用拡大を支援し、需要に応じた生産を図る。

また、安定供給を図るため、需要に基づいた確実な取組を進める。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援し、担い手の作付拡大を図るとともに、実需者との複数年契約を推進する。

エ WCS用稲

引き続き耕畜連携を進めていくため、県育成品種等の専用品種の種子を確保し、主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導することで、生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地域の実需者の需要に応じた生産を図るとともに酒造メーカー等実需者との取組を支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。また、近年は国際的に麦価格が高騰し、国産小麦等のニーズの高まりの中、県産小麦等についても需要の逆ミスマッチ状態を解消し、生産拡大を

図ろうという動きもある。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積・集約化による生産コストの低減を推進するとともに、産地交付金を活用し担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き産地交付金を活用して作付維持・拡大を支援する。

大豆は、麦類同様に気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつある。一方、国産大豆のニーズは高まっているため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに、麦大豆等作付拡大支援事業や、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、耕畜連携を進めていくとともに、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(5) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

(6) 地力増進作物

新型コロナウイルスの流行等の世界的な情勢変化の影響で、化成肥料の価格が高騰している。また、農業経営の大規模化に伴い、ほ場で使用する農業機械も大型化し、土壌物理性の低下が懸念されている。

そこで、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構発行の「緑肥マニュアル(2020年3月)」等で、土壌物理性の向上または、次作での減肥効果が期待できるとされるエンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタラリア、セสบニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ(チャガラシ)、なたね(緑肥用)、ハゼリソウによる計画的な土づくりを支援する。

(7) 高収益作物

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は令和2年時点で全国第8位と生産が盛んである。一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、農地中間管理事業等を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手の確保に取り組む。

5 作物ごとの作付予定面積等

~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	28,800	-	28,285	-	27,832	-
備蓄米	94	-	137	-	94	-
飼料用米	2,910	-	3,267	-	3,102	-
米粉用米	912	-	810	-	950	-
新市場開拓用米	41	-	100	-	105	-
WCS用稲	116	-	136	-	150	-
加工用米	118	-	160	-	180	-
麦	4,951	3,095	4,991	3,015	5,394	3,108
大豆	450	109	476	116	505	125
飼料作物	207	86	204	81	236	83
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	10	0
そば	88	44	87	42	97	42
なたね	7	4	7	4	14	4
地力増進作物	0	0	1		5	
高収益作物	221	-	329		429	
・野菜	221	-	328		428	
・花き・花木	0	-	1		1	
・果樹	0	-	0		0	
・その他の高収益作物	0	-	0		0	
畑地化	0		0		0	

別紙

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦	担い手による 麦・大豆の取組	収益力向上技術導入	麦1856ha	(R4年度) 1976ha (R5年度) 2286ha
	大豆			大豆 341ha	(R4年度) 360ha (R5年度) 380ha
2	野菜	担い手による所得向上 に向けた野菜生産の取組	水田を活用した 野菜作付面積の拡大	211ha	(R4年度) 328ha (R5年度) 428ha
3	飼料用米	担い手による飼料用 米・米粉用米の取組	収益力向上技術導入	飼料用米 2910ha	(R4年度) 3267ha (R5年度) 3102ha
	米粉用米			米粉用米 912ha	(R4年度) 810ha (R5年度) 950ha
4	戦略作物等 (麦、大豆、飼料作物、WCS 用稲、加工用米、飼料用 米、米粉用米、そば、なた ね、新市場開拓用米、採種 用稲)	二毛作助成	戦略作物同士の組合せ の割合増加	43%	(R4年度) 43% (R5年度) 50%
5	飼料作物等	飼料作物	収益力向上技術導入	—	(R4年度) 123ha (R5年度) 153ha
6	飼料用米	飼料用米、米粉用米の 複数年契約加算	当該取組の維持	飼料用米 2539ha	(R4年度) 2539ha (R5年度) 2539ha
	米粉用米			米粉用米 779ha	(R4年度) 779ha (R5年度) 779ha
7	そば、なたね(搾油用)	そば、なたねの 作付の取組	水田におけるそば、な たねの作付け面積の維 持・拡大	そば 44ha	(R4年度) 45ha (R5年度) 55ha
				なたね 3ha	(R4年度) 3ha (R5年度) 10ha
8	新市場開拓用米	新市場開拓用米の 複数年契約加算	複数年契約の 取組面積の拡大	—ha	(R4年度) 15ha (R5年度) 18ha (R6年度) 21ha
9	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付 の取組	輸出用米の作付面積の 維持・拡大	41ha	(R4年度) 100ha (R5年度) 100ha
10	地力増進作物	地力増進作物の 作付の取組	地力増進作物の 取組面積の拡大	—ha	(R4年度) 1ha (R5年度) 5ha (R6年度) 8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:埼玉県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	担い手による麦・大豆の取組	1	5,500	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
1-2	担い手による麦・大豆の取組(二毛作)	2	5,500	麦、大豆	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
2-1	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組	1	5,500	野菜	作付面積に応じて支援
2-2	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組(二毛作)	2	5,500	野菜	作付面積に応じて支援
3-1	担い手による飼料用米の作付の取組	1	4,300	飼料用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
3-2	担い手による米粉用米の作付の取組	1	3,000	米粉用米	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
4-1	二毛作助成(主+戦)	2	4,000	戦略作物等	主食用米と戦略作物等の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援
4-2	二毛作助成(戦+戦)	2	11,000	戦略作物等	戦略作物同士の二毛作を行った場合、二毛作として作付する面積に応じて支援
5-1	飼料作物の作付の取組	1	5,500	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
5-2	飼料作物の作付の取組(二毛作)	2	5,500	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援、収益力向上の取組
6	飼料用米、米粉用米の複数年契約加算	1	6,000	飼料用米、米粉用米	令和2年度、3年度から継続している複数年契約の取組面積に応じて支援
7	そば、なたねの作付の取組	1	20,000	そば、なたね	作付面積に応じて支援
8	新市場開拓用米の複数年契約加算	1	10,000	新市場開拓用米	複数年契約の取組面積に応じて支援
9	新市場開拓用米の作付の取組	1	20,000	新市場開拓用米	取組面積に応じて支援
10	地力増進作物の作付の取組	1	20,000	別紙アのとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙ア)

飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ(緑肥用)、イタリアンライグラス(緑肥用)、ソルガム(ソルゴー)、スーダングラス(緑肥用)、ギニアグラス(緑肥用)、トウモロコシ(緑肥用)、ヒエ(緑肥用)、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の①→⑤の順に調整を行う。

- ① 整理番号4-2(二毛作助成 戦略作物同士)の単価11,000円/10aを12,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ② ①を実施してなお残余がある場合は、整理番号1-1、1-2(麦・大豆担い手)の単価5,500円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ③ ②を実施してなお残余がある場合は、整理番号5(飼料作物)の単価5,500円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ④ ③を実施してなお残余がある場合は、整理番号3-1(飼料用米)の単価4,300円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ⑤ ④を実施してなお残余がある場合は、整理番号4-1(二毛作助成 主食+戦略作物等)の単価4,400円/10aを10,000円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
- 地域の取組に応じた配分については、整理番号6~10に充当する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 整理番号1~5について所要額が配分額を超過した場合
追加配分(地域の取組に応じた配分以外)により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
- 整理番号6~9について所要額が配分額を超過した場合
地域の取組に応じた配分額(10に対する配分額を除く)の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
減額調整方法については、下記①式により単価調整係数(小数点第5位以下切捨て)を計算し、交付単価を減額(10円未満切捨て)する。
- 整理番号10について所要額が配分額を超過した場合
10に対する地域協議会毎の配分額の合計額に収まるよう、下記①式により単価調整係数(小数点第5位以下切捨て)地域協議会毎に減額を行う。

【①式】

単価調整係数 = 配分額の合計 / 所要額の合計

上記の減額調整により余剰が生じた場合は、上記4に基づき、①→②→③→④→⑤の順に単価を充当する。

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	1-1, 1-2				
使途名	担い手による麦・大豆の取組									
対象作物	麦、大豆(基幹作+二毛作)									
単 価	5,500円/10a									
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>R3年度の麦（基幹作）の作付面積は、推進の結果、R2年度1,718haから138ha増加し、1,856haとなった。</p> <p>大豆（基幹作）はR2年度より10ha増加し、341haであった。米価の下落の影響で、主食用米から麦・大豆への転換が進んだと考えられる。</p> <p>R4年度も需要に応じた米の生産を推進するため、目標を上方修正する。</p> <p>埼玉県は米麦二毛作により、水田の有効活用を図っていることが大きな特徴である。このため、担い手に農地を集積・集約させ、収益力向上に資する技術を導入することにより、地域の水田経営の効率化・高収益化を図る支援を行っていく必要がある。</p> <p>また、水田における大豆についても、排水対策や適切な防除等により収量・品質を向上させ、収益力向上を目指す。</p>									
目 標			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収益力向上 技術導入 (ha)	目標	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆	麦	大豆
		実績	—	—	1,718	331	1,976	360	2,276	380
		実績	1,718	331	1,856	341	—	—	—	—
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 麦、大豆（基幹作・二毛作） なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 別紙1に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。 									
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの2の（4）の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売經理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ○出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙1に記載の方法で行う。 									
成果等の 確認方法	<p>作付面積（基幹作）は農林水産省の統計から確認（R4.9）。</p> <p>収益力向上技術導入面積は産地交付金の活用実績により確認（R5.2）。</p>									
備考										

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別紙1) 担い手による麦・大豆の取組における収益力向上要件

【取組要件】

<p>① 難防除雑草対策</p> <p>薬剤により、以下の難防除雑草を防除する。</p> <p>(麦：ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギ)</p> <p>(大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイ)</p>
<p>② 排水対策</p> <p>以下のいずれか一つ以上に取組む。</p> <p>心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。</p>
<p>③ 土壌診断を踏まえた土づくり・施肥</p> <p>pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付する。</p>
<p>④ 重要病害虫の防除</p> <p>薬剤により、以下の病害虫を防除する。</p> <p>(麦：赤かび病、うどんこ病、赤さび病)</p> <p>(大豆：紫斑病、カメムシ類)</p>

【取組の確認方法】

<p>収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。</p>
<p>・ 営農計画書</p> <p>・ 現地確認</p> <p>・ 作業日誌</p> <p>・ 土壌診断書</p> <p>・ 肥料・農薬等購入伝票</p> <p>・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料</p>

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	2-1、2-2	
使途名	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組					
対象作物	野菜（基幹作または二毛作）					
単 価	5,500円/10a					
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>作付面積は交付対象面積にて判断することとする。R2年度作付面積206haから5ha増加したものの、目標を下回った。主食用米からの転換において、野菜よりもより転換が容易な非主食用米が優先されたためと推測される。埼玉県は消費地と隣接しているため、市場出荷だけではなく、直売所でのニーズがある。また、県内には食品関連事業者が多く、加工・業務用の野菜のニーズもあるため、水田を活用して実需に応じた野菜生産の拡大に取り組むことが必要である。R4年度は、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き同様に支援を行っていくとともに、県単事業を活用し、さらなる野菜の作付拡大を目指す。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	水田を活用した野菜作付面積の拡大(ha)	目標	230ha	213ha	328ha	428ha
		実績	206ha	211ha	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田（露地）で栽培する野菜について、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 販売を目的として露地で栽培された野菜（同一年度で一作のみ、苗も含む） 当該年度に出荷・販売実績があるもの 異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。 ○露地で栽培されたことの確認は、現地確認により行う。 ○出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。 					
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R5.2）					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	3-1, 3-2				
用途名	担い手による飼料用米・米粉用米の作付の取組									
対象作物	飼料用米、米粉用米（基幹作のみ）									
単 価	飼料用米：4, 300円/10a 米粉用米：3, 000円/10a									
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>R3年度飼料用米の作付面積は2910haと、R2年度から1664ha増加した。一方、米粉用米は912haでR2年度と同水準であった。主食用米の需給調整や価格の安定、水田の有効活用を図るためにも、引き続き飼料用米・米粉用米の作付の取組を支援する。また、収益力向上に資する技術を導入することにより、水田経営の効率化・高収益化を図り、主食用米並みの手取りとなるようにする。</p> <p>飼料用米は主食用米から転換が容易であり、県内外に需要がある一方で、主食用米への転換も容易であることから、畑作物への転換も積極的に行うため、R4年度の目標を下方修正するとともに、R5年度の目標についても目標値を抑えている。</p>									
目 標			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収益力向上 技術導入 (ha)	目標	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米
		実績	1,397	1,230	2,973	732	3,267	810	3,102	950
			1,246	923	2,910	912	-	-	-	-
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米（基幹作） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。 ○収益力向上要件 別紙2に記載の取組要件のうち1つ以上を実施する。 									
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者であることの確認は、市町村等へ申請した農業経営改善計画書により、市町村等の認定を受け、発行された認定書による。 ○集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ○収益力向上要件の取組確認は別紙2に記載の方法で行う。 									
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R5.2）									
備考										

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別紙2) 担い手による飼料用米・米粉用米の取組における収益力向上要件

【取組要件】

① 多収品種の導入

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種を導入する。

自家増殖した種子を用いる場合は3年に1度は更新すること。また、経営所得安定対策等実施要綱（一部改正令和元年9月18日付け元政統第841号）様式第11-8号に準拠した証拠書類を整理すること。（R4年度からは改正種苗法に基づく許諾が必要）

② 温湯消毒 ※ただしR3～R7年度までの期間限定の取組とする。

60℃の温湯に種もみを10分間浸漬した後、15℃以下の冷水に5分間漬ける。

上記の他、JA、農業共済、市町村等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。また、温湯消毒済みの種子を購入することで取組に代えることができる。

③ 作期分散

作期の異なる複数品種（2品種以上）を作付けし、作期を分散する。

④ 効率的な施肥

以下のいずれか一つ以上に取組むこと。

（流し込み施肥）

水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む。

（育苗箱全量施肥）

育苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する。

（全量基肥施肥）

基肥施用時に、1期作分の肥効調節型肥料を施用する。

（側条施肥）

側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する。

⑤ 効率的な農薬処理

以下のいずれか一つ以上に取組むこと。

（育苗箱施用）

育苗箱内に主要病害虫を予防的に防除できる農薬等を施用する。

（播種時同時処理）

専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する。

（田植え同時処理）

専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する。

⑥ 土壌診断を踏まえた施肥・土づくり

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用する。

⑦ 直播栽培

育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行う。

⑧ 高密度播種育苗栽培

慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、田植機を用いて移植する。

【取組の確認方法】

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 土壌診断書
- ・ 現地確認
- ・ 肥料・農薬等購入伝票
- ・ 作業日誌
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	4-1、4-2		
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、そば、なたね、新市場開拓用米、採種用稲） （二毛作のみ）					
単 価	（基幹作－二毛作） 戦略作物等－戦略作物等の組合せ：11,000円／10a（4-2） 主食用米－戦略作物等の組合せ：4,000円／10a（4-1）					
課 題	【R3年度の評価と今後の課題】 R3年度における実施面積は3,384haで、R2年度より42ha増加した。 R3年度からは、さらに基幹作における主食用米から戦略作物等への転換を促すため、単価に差を設けたが、戦略作物同士の組み合わせは二毛作全体の43%で、目標達成に至らなかった。 1戸あたり経営規模の拡大により、戦略作物を単作で取り組むケースの増加が考えられるため、令和4年度は目標を下方修正するが、引き続き、米・麦の二毛作を推進するとともに、麦以外の作物による二毛作も推進し、水田の有効活用を推進していく。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	戦略作物同士の組み合わせの割合増加（%）	目標	-	80%	43%	50%
		実績	-	43%	-	-
内 容	「対象作物同士」又は「主食用米と対象作物」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、採種用稲） 及びそば、なたね ○その他要件 別紙3のとおり 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・その他要件については、別紙3のとおり。 					
成果等の 確認方法	産地交付金の交付実績により確認（R5.2）					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別紙3) 二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稲にあつては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。
その他の飼料作物にあつては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。
自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。
飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。

(5) WCS用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(7) そば、なたね（搾油用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（搾油用）のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

(8) 新市場開拓用米

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(9) 採種用稲

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、WCS用稲

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね（搾油用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	5-1 5-2		
使途名	飼料作物の作付の取組					
対象作物	飼料作物等（基幹作・二毛作）					
単 価	5,500円/10a					
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>令和3年度のわら利用（※）の取組みは200haで目標の174haを上回った。資源循環（※）の取組は、72haで目標の68haを上回った。飼料用米の副産物である稲わらの有効利用や、家畜ふんの有効利用が収益力向上につながったためと考えられる。</p> <p>今後は粗飼料のみならず、濃厚飼料の安定供給が可能となるように飼料作物の収益力向上技術の導入を支援し、需要者の要望に応じた飼料作物の生産量の確保に取り組む。</p> <p>※令和3年度までの取組</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収益力向上技術導入 (ha)	目標	-	-	123ha	153ha
		実績	-	-	-	-
内 容	販売又は畜産農家への供給（自家利用含む）を目的として水田で栽培する飼料作物等に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 ・飼料作物等（別紙5） ○収益力向上の取組 別紙7に記載の取組要件のうち1つ以上取り組む。 ○その他 ・別紙6の内容が含まれた出荷・販売契約もしくは利用供給協定書を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）していること。 ・当年産において、飼料作物等の作付が行われる水田であること。 ・対象作物が確実に飼料として利用されていること。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 ・出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R5.2）					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

(別紙5) 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、子実用とうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(別紙6) 出荷・販売契約及び利用供給協定に含まれるべき事項

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類及び量
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 飼料作物を利用する者
- (5) 圃場の場所及び面積
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 飼料作物の出荷・販売及び供給の条件
(作業分担及び品代・経費の負担等)
- (8) その他必要な事項

別紙7 収益力向上要件

①推奨品種の使用

飼料作物栽培基準（令和2年9月埼玉県農林部策定）に記載の推奨品種を使用する。

②排水対策

以下のいずれか一つ以上に取組む。

心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠、そのほか地域農業再生協議会において排水対策に資すると判断できる取組み。

③土壌診断による適正施肥の実施

pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用を行う。

④たい肥利用による資源循環の取組

水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたたい肥を利用する。

散布量は、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、当該基準とし、基準なき場合は10 a 当たりで2 t 又は4 m³以上とする。

⑤病虫害の予防的防除（WCS用稲のみ）

は種前から移植当日に、いもち病及びチョウ目に効果のある箱施薬剤を使用する。

収益力向上の取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 現地確認
- ・ 作業日誌
- ・ 土壌診断書
- ・ 肥料農薬等購入伝票
- ・ その他、地域農業再生協議会が証拠として妥当と認める資料

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	6				
使途名	飼料用米、米粉用米の複数年契約加算									
対象作物	飼料用米、米粉用米									
単 価	6,000円/10a									
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>R3年度の複数年契約取組面積は飼料用米で目標の85%、米粉用米で目標の102%を達成した。飼料用米は県内生産量のおよそ9割、米粉用米はおよそ8割が複数年契約となった。R4年度は、令和2年度、令和3年度からの継続分について、引き続き支援を行う。</p>									
目 標			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	当該取組の維持 (ha)	目標	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米	飼料用米	米粉用米
		実績	527	1,138	2,973	761	2,539	779	2,389	779
			150	761	2,539	779	-	-	-	-
内 容	複数年契約の取組面積に応じて助成する。									
具体的要件	<p>○需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和2年度および令和3年度からの継続分）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <p>① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>○飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙2の収益力向上要件の取組を実施すること。</p> <p>○飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。</p>									
取組の確認方法	<p>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、飼料用米・米粉用米取組計画書または生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている契約面積により確認する。</p> <p>○自家利用および自家加工の取組については新規需要米自家加工販売計画書により確認する。</p>									
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R5.2）									
備考										

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	7				
使途名	そば、なたねの作付の取組									
対象作物	そば、なたね（搾油用）（基幹作）									
単 価	20,000円/10a									
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>R3年度のそば（基幹作）の作付面積は44ha、なたね（基幹作）の作付面積は3haで、目標を下回った。非主食用米への転換が優先されたからと考えられる。</p> <p>地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R4年度も引き続き産地交付金を活用した支援を行っていくこととする。</p>									
目 標			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	水田における そば、なたねの作 付面積の維持・拡 大 (ha)	目標	そば	なたね	そば	なたね	そば	なたね	そば	なたね
		実績	113	—	54	6	45	3	55	10
			54	6	44	3	—	—	—	—
内 容	当年における作付面積に応じて助成する。									
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 そば、なたね（搾油用）（基幹作のみ、同一年度で一作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。</p>									
取組の 確認方法	<p>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。</p> <p>○出荷・販売の確認は、出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）により確認する。</p>									
成果等の 確認方法	農林水産統計により確認（R5.2）									
備考										

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	8	
使途名	新市場開拓用米の複数年契約加算					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	10000円／10a					
課 題	【R3年度の評価と今後の課題】 R3年度の新市場開拓用米の作付面積は41haで、R2年度よりも9ha増加している。複数年契約を推進することにより、需給の安定化を図る。					
目 標			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	複数年契約の取組面積の拡大 (ha)	目標	-	15	18	21
		実績	-	-	-	-
内 容	新市場開拓用米の複数年契約面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <p>① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>○需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p>					
取組の確認方法	<p>○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。</p> <p>○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。</p> <p>○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。</p> <p>○契約面積の確認は、新規需要米取組計画書または、生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている契約面積により確認する。</p>					
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認（R5.2）					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県		整理番号	9		
使途名	新市場開拓用米の作付の取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	20,000円／10a					
課 題	<p>【R3年度の評価と課題】</p> <p>R3年度の目標達成度は128%となり目標を上回った。主食用米と同じ水稲であり、転換に取り組みやすかったことが考えられる。</p> <p>米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を推進し、需要に応じた米生産並びに水田農業の経営安定を図るため、R4年度も引き続き産地交付金を活用して支援を行っていくこととする。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	輸出用米の作付面積の維持・拡大 (ha)	目標	70	32	100	100
		実績	32	41	-	-
内 容	内外の米の新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。					
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田</p> <p>○対象作物 新市場開拓用米（基幹作のみ）</p> <p>同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。</p>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 出荷・販売の確認は、新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績（R5.2）及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業における新市場開拓用米の低コスト化取組面積（R5.3）					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	10	
使途名	地力増進作物の作付の取組					
対象作物	別紙8のとおり（基幹作）					
単 価	20,000円以内／10a					
課 題	<p>【R3年度の評価と今後の課題】</p> <p>新型コロナウイルスの流行等の世界的な情勢変化の影響で、化成肥料の価格が高騰している。一方で、農業経営の大型化により、農業機械も大型化し、土壌物理性の低下が懸念されている。土壌物理性の改善あるいは、次作の減肥を期待できる地力増進作物による計画的な土づくりを産地交付金を活用して支援する。</p>					
目 標	地力増進作物の取組面積の拡大 (ha)	目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実 績	-	1	5	8
内 容	地力増進作物作付の取組面積に応じて支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 別紙8のとおり。 <p>※すき込みを行う年度を取組の年度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他 別紙9のとおり 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ○集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ○対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ○作付面積の確認は、作業日誌、写真による確認を基本とし、それによりがたい場合は現地確認を行う。 					

成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 (R5.2)
備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

別紙8 地力増進作物の範囲

エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ（緑肥用）、イタリアンライグラス（緑肥用）、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス（緑肥用）、ギニアグラス（緑肥用）、トウモロコシ（緑肥用）、ヒエ（緑肥用）、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー類、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、カラシナ（チャガラシ）、ナタネ（緑肥用）、ハゼリソウ

別紙9 その他

以下の条件をすべて守ること。

- ① 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する標準は種量をは種すること。
- ② 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが推奨する時期に、は種作業及びすき込み作業を実施する。
- ③ すき込み前に、子実及び茎葉の収穫や放牧を行わないこと。
- ④ 前年度に同一ほ場での地力増進作物の取組に対する助成を受けていないこと。（令和5年度から）
- ⑤ 地力増進作物の導入の目的、次作の作物を記載した取組計画を取組年度の8月末までに作成すること。
- ⑥ ⑤の取組計画により、次作が休耕でないことが確認できること。

取組の実施状況は、地域農業再生協議会が以下の書類等（全てでなくてよい）により確認する。

- ・ 営農計画書
- ・ 地力増進作物種子購入伝票
- ・ 緑肥利用マニュアル（農研機構中央農研発行）または種苗メーカーが発行するカタログ等の栽培方法や効果が確認できる書類
- ・ 取組計画
- ・ 作業日誌
- ・ 写真
- ・ 現地確認
- ・ その他、地域農業再生協議会が必要と認める書類

(参考様式)

地力増進作物取組計画

1 地力増進作物の取組内容

作物名

ほ場地番

は種時期 年 月

すき込み時期 年 月

導入の目的

2 次作

作物名

作付時期 年 月 ~ 年 月